要望管理番号	要望事項管理番号		要望主体名	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5040	50400036	6	オリックス	36	産業廃棄物で業種指定により一般 廃棄物となるものの業種指定の撤 廃	業種指定により、取扱が産業廃棄物か一般廃棄物か区分されるもの(木屑・般廃棄物か区分されるもの(木屑・総椎屑等)について、指定業種以外から発生した廃棄物は、産業廃棄物として処理することを可とすべきである。具体的には、現行法では一般廃棄物となる、リースされていた木製家具や、倉庫から排出される廃木製パレット等について、産業廃棄物として処理することを認めるべきである。	任があり、自治体の計画・裁量の下で処理がなされるが、収集業産搬の方法、処理方法等が事業者ニーズに合致していないこと本ある。産業廃棄物の場合、基本的には民間の収集運搬・処理排出事業者)の利用するため、利用まり、たの担理が可能となるな本製が可能となるが、ブ化シッ等は、たがレット等は、ためで担盟としては、焼却もしくは破砕埋立となるが、ブ化をといるがあれば、チしているところが多く、リサイクル処理も促進できる。	リース終了物件を廃棄するにあたり、リース終了物件を廃棄するにあたり、リース終生じる廃棄物のため、産業廃棄物に該当すると考えられるが、木製家具等は一般廃棄物に該当すると考えられるが、木製家具等は一般廃棄物に理療・運搬とでの理事をである。具体的には、一般廃棄物処理場、焼剤にある。具体的には、大行政が運営する一般廃棄物処理場、焼剤にあるが、搬入にの一般廃棄物処理場があり、場別をである。と等が、実際は持ち込むことが困難である。(を主事を関係を表すの場合には、業者を関係を表すの必要を行政が受けるかどがの場合には、まずに利用していた大き、実際に持ち込むによる指側で破砕生じるため、排出者側で作業をする必ずとない。)実際に、事業に利用していた大き、実際に持ち込む、少実際に、事業に利用していた大き、大きなが、が、は、各自治体の判断を仰点には、おり、となる機がは、している物件の処理を適定ないとなる機等にしている物件の処理を適定ない。となる機等には、まずるとが事また、他のを第多く、一般廃棄難と活力を分けて排出すると、対してがよりなと、表対しては、まずるとが事業を乗物としての取扱も可能とすべきである。	廉業物の処理及び清掃に関する法律 施行令。施行規則原案物処理法におい て、選業廃棄物は非業活動に伴って生ん をいい、一般要素を動物は要素物処理法におい に上版業物のう数やで変めるでできる法数では をいい、一般療養を動は産業を動しているが、企 をいい、一般療養を動は産業を動きない。 の優美物である場合を開きませい。 の優美物である。 の優美物である。 の優美物である。 の優美物である。 の優美物である。 には、 の他のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	環境省·各自治 体	
5040	50400037	7	オリックス	37	他県からの廃棄物持込に際して必要な事前協議の廃止・簡素化	自治体によって制定している他県からの産業廃棄物の持ち込みに際しての事前協議制度を廃止、もしくは手続きを係えていただきたい。簡素化と明をくくって「経済プロック」単位ではなく、複数鳴とする・県によって異なる事前届け込みれたものではないが、東京・神宗川などかか制限は、廃棄物処理法上で明治なられている。多くは、ハレでも数を除く殆どの自治体とのはないが、は、中ではないが、は、中ではないが、は、中ではないが、は、中ではないが、は、中ではないが、東京・神宗川ならかの制限がなされている。多くは、ハレでも数を除く殆どの自治なされている。多くは、ハレでも数を除く殆どの自治体ものが、環境条例で定めているが、環境条例では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中		事前協議による持込制限の実施には、廃棄物は 「迷惑なもの」「環境に悪いもの」であり他の生活圏 から自分の生活圏へ持ち込まれることを阻止したい という意識や、他の地域から出た廃棄物を自らの生 活圏で処理されることへの抵抗感が根底にある。実 際、適正な廃棄物処理を装いながら不法投棄され る廃棄物が流入したり、必要以上の移動による環境 境影響を考えると、事前協議制度にも意義は認められる。しかし、特別の技術のある処理場は全国ない。 もある、しかし、特別の技術のある処理場は全は は影響を考えると、事前協議制度にも意義は認められる。しかし、特別の技術のある処理場は全域 は影響を考えると、事前協議制度にも意義は認められる。しかし、特別の技術のあるの程度廃棄物の とい、廃棄物必要不可欠があるが、ことは、経済活め した域移動地必要不可欠があるが、ことは、経済活め した域移動がい行政範囲で規定することは、経済活動件 の流れにそぐわないものである。特に、(ロース、特別の の流れにそぐわないものである。特に、(ロース、地のように)目ののものが全国に点在している場合で、効率的かりサイクル等高度な処理を行う同の が、効理システムを構築とようとする出まで、現場の で、効率的かつリサイクル等高度な処理を行う同の が、効では収まらないことが多い。排発音を発す して、このような回収・処理システムを構築者を発して、のようなに対しまがあり、環境影響が低減されるような処理することは、循環型と表ものである。ま画のシステム構築の際に、確認を書きるため、全国大きであり、本来は促進されるべきものである。ま画のシステム構築の際に、確認を実施を構造を表すれる。 カリ、本来は促進されるべきない、全国が表もである。と、東前協議と廃棄物税で同一目的に対して、経済的規制となることからも、撤廃・軽減を検討 れており、経済的規制となることからも、撤廃・軽減を検討 すべきである。	理法上では特段の定め はなく、しいて挙げるの であれば、法5条の5に 定められる「都道府県廃 棄物処理計画」の一環	環境省、各自治体(都道)のでは、各年県レイのでは、では、本では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	

要望 管理番号	要望事項管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5040	50400038		オリックス	38	事業系一般廃棄物の収集運搬・処 理にかかる規制の撤廃	事業活動から発生する廃棄物のうち、 現在の分類では「一般廃棄物」と区分 されるものについて、収集運搬・処理方 法の選択にあたり排出事業者の裁量 を拡大すべきである。	・廃棄物処理法の主旨どおり、排出事業者責任の徹底が図られる。・各企業の責任においてすすめられる、環境対応が促進する。・リサイクルや処理の高度化が進む。	展棄物の処理責任について、事業活動に伴って生じた廃棄物は事産者が自らの責任において処理することが求められた法部分外、 産業廃棄物は自ら処理するかく法11余)、委託基準に従って許可 累者等へ委託することが求められる(法12条5項)、一方、一般廃棄物の処理責任は市町村にありは活ら係の2、市町村の自治事務 とされ、各市町村の処理計画・施設計画のもと市町村が収集温酸 大法を定め、処理施設の設置・適置を行っている。事業活動から発生するが一般廃棄物に出きする廃棄物について、大中では「事事 対法を定め、処理施設の設置・適置を行っている。事業活動から発生するが一般廃棄物に当まする廃棄物について、大中では「事事 村に委ねられることになるが、市町村の提供する収集温酸・処理方 技は、その時点での平均・帰性的な方法であり、事業者が会しまることになるが、市町村の提供する収集温酸・処理方 技は、その時点での平均・帰年的な方法であり、事業者が会し、2 一般廃棄物の理要託基準」を遵守しなければならない。2 一般廃棄物の理要託基準」を適ではすればならない。2 一般廃棄物の理をはいいがたい。3 民間処理業者の場合、顧客の一元 ズ 様外の処理はいいがたい。3 民間処理業者の場合、顧客の一元 ズ はたの場合とはいいがたい。3 民間処理業者の場合、顧客の一元 ズ に則した回収方法を他理方法を別は、排出事業者の一一たこれ。 に則した回収方法を他理方法と別は、排出事業者の一一たこれ。 に一般廃棄物のみを対象としたのでは採集が合わない可能がある。 素素に、一般廃棄物処を表対象としたのでは解するとから、大の一般廃棄物の収集又は運搬が困り難であること「中頃の内容か一般廃棄物処理施助の理解との対していただきなっている。 別、第10年の対していたがきたいる「場」をなっている。 り、許可取得の透明を多入自由が確保されていない。そこで、 の、実践として排出し、処理するとと可能のと解えがあること) ・第10年の対していたが、第10年の表別を表別を表別でいては、 ・第10年の対していただきである、「業2とのでする」 ・第10年の対していたが、表別で表別では、 「第10年の対した」では、 「第10年の時間を対していただした。」では、 「第10年の対していただした。 「第10年のでは、 「第10年のでは	任においた。 ・ で が 求	環境省	
5040	50400039		オリックス	39	「社債等の振替に関する法律」一部 改正要望		ダイレクトCPの公募発行の普及 および発行手続の簡素化	在資客行の際、商法コにり社債甲込証の作成か必要とされているが、商法302条において「契約二ヨリ社債/総額ヲ引受かル場合ニハ之ヲ適用セズ」と規定されている。短期社債の機動的な発行を担保するため(申込証の作成を不要とするため)、主法の過程で「商法における)総額引受」を短期社債の要件としたものと考えらるが、実務において、理期社債の要件としたものと考えらるが、実務において、理期社債の事業」という証取法上の扱いと「総額引受」を行動を持ちずる場合には、一定の条件を充たせば通常を子行を始めに、近期社債の募集」という証取法上の扱いと「総額引受」を行動を制度において短期社債に、総額引受」が要件とされている。一方社振法において短期社債(非総額引受)が要件とされているが、この総額引受」は一般的には「公募」と対立する報行を決して、の第集」の発行形態期社債の発行があるというの募集」の発行形態期社債の発行が表といる。一方は版法の表との表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	社債等の振替に関する 法律、商法、証券取引 法	金融庁	一(※)発行したCPが「総額引受」でないという理由で社場法上の「短期社債」と見なされなくなると、普通性債可線社債原 境の作成や必要となり、実務上発 行は不可能となる。短期社債の発行の機動性を担保、短期 社債の遊格要件を充足する 日本の場合の機動性を担保、短期 は債の適格要件、短期社債の総額 引受要件の開除並びに社債 申込証の取得不要措置のの見 直しを要望するものである。

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5040	50400040	3	オリックス	40	短期社債及び短期外債の譲渡及び償還に係る支払調書制度の適用廃止	短期社債及び短期外債の譲渡及び償 還に係る支払調書制度の適用廃止	市場拡大阻害要因の排除、事務 負担の軽減	平成16年度税制改正大綱において、 平成18年4月1日以後に発行される短期社債 (電子CP)及び短期外債について、「短期社債 及び短期外債の譲渡及び償還に係る支払調 書制度の導入」する旨の決定がなされた。 手形CPには適用されていない支払うものである。商法上の「社債」と位置付けられたための 指置と思われるが、概ね3ヶ月未満の短期の発 行で償還を繰り返す電子CPにおいて支払調書 制度を導入することは実務上極めて困難であると考えられる(電子CPの上部)を加まであると考えられる(電子CPの計算とれる)。 商品性において手形CPと同様の電子CPに 支払調書制度を導入することは、市場参加者 の混乱を招考・市場拡大の大きな阻害要要望 するものである。	平成16年度税制改正大 綱	財務省	
5041	50410001		(社)日本フランチャイズ チェーン協会	1	・確定申告書提出期限変更の要望	法人税、消費税の確定申告書の提出 期限を3ヶ月にすることを要望する。		・法人税の確定申告書提出期限は現在2ヶ月であり、税務署長の承認により1ヶ月延長が認められているもがの、消費税の確定申告については特例がなく、概ね各企業に於いて株主総会開催時期で、事務手続が錯綜するため、法人税、消費税共に確定申告書の提出期限を3ヶ月にすることを要望する。	・法人税法等	・国税庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事項 番号	<b>西切主</b>	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5041	50410002	2	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	2		・税務証憑の電子データによる保存を可とし、原紙証憑の保存の規制を緩和する。		・電子帳簿保存法により、電子データにより加工処理された帳簿等の電子保存は認められている。しかし、領収書等電子データでない税務証悪の電子データ保存は認められていない。・スキャナー取り込みにより電子化としての保存、原紙証悪の保存義務緩和)を推進してほしい。・原紙証悪の保管コストが多額となり、電子保存によりコスト削減が図られる。	·法人税、所得税、消費 税等 電子帳簿保存法	・財務省、国税庁	
5041	50410003	3	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	3		・酒税・たばこ税の手持ち品課税の申告・オフについては、本社所在地の税務署への一括申告・納付とすること。		・酒類・たばこの手持在庫に係る課税の申告については、コンビニエンスストアの場合においても店舗所在地の所轄税務署に個々に申告する必要がある。このことは、多店舗展開しているコンビニエンスストアに企業に大変煩雑なものとなっている。 上記問題点に対し具体的には、数百店分を本部で集計し、それを所轄税務署へ振り分け、申告することは大変な労力がかかる。多くのコンビニエンスストア企業では、コンピュータにより各店の在庫を本部で一括管理しており、1枚の申告書に記入すればすむような一括申告、納付が可能になるような措置が必要である。	・酒税法、たばこ事業法	•財務省•国税庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事項 補号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5041	50410004	4	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	4	出店緩和への要望	・工業用地域、湾岸地区での出店緩和 ・市街地調整区域において主要幹線道 路から一定範囲内の出店規制緩和もし くは主要幹線道路沿線は市街化調整 区域に指定しないなど線引きの見直 し。		・現在、工業専用地域及び港湾地域などへの小規模店舗出店が規制されている。コンビニエンスストアがここまで日常の生活に入り込んだ中で、この地域で出店できない生活者の利便性を阻害している。・市街化調整区域におけるコンビニエンスストア出店は、緩和の方向にあるが、都道府県における規制はまちまちであり公平に欠ける。・敷地面積、店舗面積に規制があり出店が認められておらず、規制地域が緩和されることで、住民、就業者への利便性向上が図られます。・車社会の中で、一定の規模の駐車場を確保できないとお客様にとっては非常に使いづらい店となってしまい、市街化調整地域内では事実上出店が不可能である。	·都市計画法 ·建築基準法	・都治・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・神・	
5041	50410005	5	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	5	• 店舗開発申請の効率化	・開発申請から店舗建設許可までの期間の短縮を図って欲しい。 ・開発申請に関する提出書類を減らして欲しい。 ・開発申請を要する土地面積の規制緩和(行政により異なるが1,500㎡未満の除外)		・開発申請は、通常事前打合せを行い、了解後、事前協議申請書を提出する。後に市町村長の意見が出され、それを添付し本申請を申され許可され、事前打合せから建築確認許可まで通常4~5ヶ月かかる。事前協議、本申請での提出書類も多く、資源の無駄である。未職駄な許可待ちの時間がなくなることで、早期営業開始が可能となり、その分売上、利益が得られる。また、早期開店が実現することによって、ビジネスチャンスを確実に捉えることが可能になり、経営者の出店意欲も高まり地域活性化に寄与できる。	•都市計画法	• 国土交通省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事補助番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5041	50410000	9	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	6	・第1種低層住居専用地区における 建築制限の緩和	・大店法の廃止に伴い、中小小売店の活性化策が必要となっています。小型点は大型店には出来ない店、住接近で割費者の利便性を図る事が重要な小型店の活性化策の一つと考える。・将来高齢化社会の到来が確実化している。現状の大型店や商業集積中心の活性化策では、一人暮らしの老人が買物に行くだけでも一苦労してしまう可能性がある。生活に最低限必要な商品が身近で買物が出来る環境を作ることが必要と考える。		・現状コンビニエンスストアの来店客の過半数が歩いて5分以内のところから来店されている。また学生や若い人が居住を決定する場合の重要な判断材料としてコンビニエンスストアが生活に密着した産業であるにも関わらず、住宅地に出店できないでいる。・第1種低層住居専用地区には50㎡までの店舗しか建てられない。・第2種低層住居専用地区同様、150㎡までの店舗の建築を認めて欲しい。	•都市計画法	• 国土交通省	
5041	5041000	7	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	7	中リの一板大口	・既設歩道に車両出入り口を設置する場合には1敷地に関して1ヶ所、6mまでとなっている。この基準を緩和して欲しい。・コンビニエンスストア店舗駐車場への乗り入れ口(切り下げ)の幅については各自治体等によって、統一した基準がある。しかし、今のような自動車社会を考慮すると一律の運用ではなく、例えば、幹練道路で歩行者の配慮した上で切切り下げ幅を広げられるような処置をして欲しい。		・この規制は歩行者保護の為に設けられていると思われるが、現行の規制では道路から駐車場へのスムーズな進入を妨げ、かえって交通の安全の阻害をしている。・車の接近性の確保により、店舗周辺の交通事故を未然に防げる。・車客はスムーズに出入りでき、さらに使いやすと適な買物ができる。・車客の便利性のアップにより、出店の可能な立地が増える。・「入れやすく、出やすい」店舗が増え、店頭での事故防止に大きく寄与する。	•道路法24条	• 国土交通省 • 都道府県	

要望管理番号	要望事項管理番号	要事補番	要望主体名	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5041	50410008	3	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	8	•計画流通米販売登録制度の緩和	・食糧法第42条関係 計画流通米販売について、精米機を有 しない業品の登録制度の廃止を要望 する。袋詰めの米のみを扱う小売業者 については、行政への届出を廃止し、 自由な販売が行えるように規制を緩和 してほしい。		・計画流通米を販売しようとする小売業者は、都道府県知事に申請して登録を受けなければならない。登録申請してから販売可能まで2ヶ月近くかかり、その間計画流通米を販売することができない。登録申請の際に、施設の使用権原を証明する必要があり、不動産の謄本を要求されることもある。申請手数料(9000円ほど)の他に1000円かかることになる。	•食糧法第42条	•食糧庁	
5041	50410009		(社)日本フランチャイズ チェーン協会	9	・ファーストフードカウンターの厨房としての取扱い撤廃	・ファーストフードカウンターの厨房としての取扱い撤廃。 ・全国統一基準の設定。		・ファーストフードカウンター内が、保健所の指導により、厨房扱いとなっている地域もあればそうでない地域もあり、全国統一した基準が存在していない。保健所によって厨房部分に腰高位の区画扉が必要になり又厨房の器材の指定等、地域より大きく仕様を変更する必要がある。 ・全国展開のフランチャイズ本部コストの削減と資源の有効活用。	•食品衛生法	·厚生労働省 ·各都道所 ·保健所	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事助番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5041	50410010		(社)日本フランチャイズ チェーン協会	10	・廃棄物処理について地方自治体 によるごみの処理方式の標準化、 統一化	・市町村内処理の規制撤廃。適正処理を条件に、当該市町村許可業者以外でも回収可能とし、競争原理の導入。・地方自治体によるごみ処理方式の統一化(ごみ処理の全国的標準化)・広域処理体制の確立・一般廃棄物の有用資源リサイクルのための収集運搬及び処理施設許可への規制緩和を要望		一般廃棄物処理は各市町村に処理責任と自 区内処理の原則という規制があり、また市町村 の許可業者以外は回収できない。一般廃棄物 の許可業者に向けた取組み実施の場合、越境し た効率的回収が出来ない。 -また処理施設を建設する場合廃棄物処理業 としての許可申請のため時間と労力がかかり、 リサイクルが進みづら、各自治体により、 夫々処理方法が不統一であり、そのためコスト 労力等の負担が過重になる。	・廃棄物処理法 ・廃棄物及び清掃に関 する法律	·環境省 •厚生労働省 •各地方自治体	
5041	50410011		(社)日本フランチャイズ チェーン協会	11	・生ゴミのリサイクル、地区外(他の 市町村)への移動要望	・生ゴミのリサイクル、地区外(他の市町村)への移移動許可		・廃棄物処理法では、生ゴミ等の一般廃棄物は自区内(市町村)で処理をし、他の市町村へ運ぶことが認められていない。一方、食品リサイクル法では生ゴミのリサイクルの為ならば搬認めるとされている。この判断について市町村ごとに見解が異なる為、生ゴミリサイクルが進んでいないケースがある。・食品リサイクル法に養務づけられた通り、2006年度までに生ゴミ掃排出量の20%を削減又はリサイクルよる。に規制緩和が必要である。		·農林水産省、 各行政	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5041	50410012	2	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	12	・浄化槽設置容量基準の見直し(人 槽算定基準の統一化)について	・浄化槽設置容量基準、全国統一基準 の設定		・建築物の用途別による浄化槽の処理対象人員算定基準でコンピニエンスストアは従来、店舗、マーケットとして算定されていたが、「おでん、揚げ物等、一般的にご濁首荷の貨店を適用するなどの配慮が必要である」ということで、人権の拡大は家主負担、加盟店投資塩を招く。現状、コンピニエンスストアの算定基準が移自治体によって見解がまちまちであり、コンピニエンスストアと百貨店を同一視するのは規模的に表えても無理がある。また、ファーストフードの販売も、おでんしか販売しないチェーンもあれば揚げ物やシェークその他も販売するチェーンもあるのでなく、実情に即した算定基準を設定してほしい。	・浄化槽の設計・施工上 の運用指針2002年版 (国土交通省)	•国土交通省	
5041	50410013	3	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	13	- 一般用医薬品の規制緩和	・一般用医薬品全商品を一般小売業での取扱い解禁。 ・現薬事法の改正。商品区分(医薬品 医薬部外品、化粧品、医療用具)及び 医薬品販売業許可(一般販売業、薬種 商販売業、配置販売業、特例販売業) の全面的見直し。		・平成15年12月18日厚生労働省の「医薬品のうち安全上特に問題のないものの選定に関する検討会」の報告は同年6月28日閣議決定の趣旨と大きく乖離し、且生活者が緊急時に必要として居る一般用医薬品が専門家的所見によって除外かされている。・調査研究機関等による各消費者調査や世論に依ると一般生活者が緊急時に最も必要として居る解熱鎮痛薬、総合感冒薬(内服用)、複合胃腸薬等が除外された。・薬剤師非配置の配置販売業及び特例販売業において概ね取扱って居り納得できる説明がない。・今回選定された品目は医薬品としてではなく医薬部外品であり、その理由の説明がない。一般消費者に対してはその効能について精神的影響を与える。	•薬事法	•厚生労働省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要等事項	要望主体名	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5041	5041001	14	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	14	・酒類媒介業の免許の付与の緩和	•酒類媒介業免許付与条件の緩和。		・酒類販売業免許中、酒類媒介業の付与については酒類和業の既得権との関連もあり、付与されることが難しい。・コンピニエンスストア事業本部はその店舗(加盟店、直営店)に対し取扱商品の定時、定ルートによる一括配送を行って居り流通の世化のため、酒類媒介業免許の付与が必要である。因みに酒類小売業者の一部は共同購入機関をもって居り、それに対し全酒類卸売免許が付与されて居る。	酒税法及び酒類行政関 係法令等解釈通達。	国税庁	
5041	5041001	15	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	15	・煙草小売免許の許可条件の緩和	・コンピニエンスストアに対し煙草小売 免許の許可条件を緩和していただきた い。		・免許品の規制緩和が進行し、酒類販売小売 免許については平成15年9月1日より免許の 需給条件(距離基準、人口基準)が完全に撤 廃され、人的条件のみとなり実質的に緩和され た。 ・同じ免許品の煙草については距離基準、取 扱予定高等従来の規制が緩和されず既存店 や自販機業界の擁護となり新規取扱が困難と なって居る。 ・コンピニエンスストアに対し未成年者喫煙防 止のため業界挙げて取り組んで居り、又対面 販売を主体として居り、青少年健全育成、社会 の健全化のため、併せて地域住民の利便性の 向上に寄与する。	・煙草事業法 ・煙草事業法施工条例 同規則	•財務省 •各財務局	

要望管理番号	要望事管理番	事項 著番号 者	要望 事項 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5041	50410	0016		(社)日本フランチャイズ チェーン協会	16	・「スポーツ振興くじ」の販売条件緩 和について	・コンビニエンスストアにおける「スポーツ振興くじ」の販売条件緩和スポーツ振興投票関係法令・スポーツ振興投票の実施第十八条(業務の委託等)上記法令に基づき、売りさばき等の専門業務の受託会社「日本スポーツ振興くじ株式会社」が書面で提示している、コンビニエンスストアでの販売店契約条件の緩和を要望する。		・スポーツ振興〈じのコンビニエンスストアにおける販売可能対象が狭い。今回コンビニエンスストアに対して提示された販売対象者は「特別会員」「デビッド会員」に限定されており、それ以外では各コンビニエンスストア既成のハウスカード会員となる。販売対象範囲は、昨年度購入実績全体の約9%程度となり、購入方法の90%以上をしめている現金購入者が殆ど対象外となっている。※2002年11月末現在特別会員1.8万人デビット会員4万人〈スボーツ振興(じに関するユーザーの意識調査(和本体育・学校健康センターH15.3実施)・スポーツ振興(じに関するユーザーの意識調査(和本体育・学校健康センターH15.3実施)・ユボーツ振興(じに関するユーザーの意識調査(18.9%)・コンビニエンスストアで購入できない(43.5%)購入希望の場所の1位:コンビニエンスストア(78.9%)・ユーザーの期待はコンビニエンスストアで手軽に購入できることにあり、会員限定や決済方法を指定する事は振興くじ自体の市場拡大には繋がらないと考えられる。	係法令、スポーツ振興 投票の実施等に関する 法律 ※スポーツ振興くじにお ける業務受託会社「日 本スポーツ振興(じ株式 会社」がコンビニエンス	・文部科学省 実施では、日本 実体・学一本ス株士 センター本ス、 ・文部 ・文部 ・文部 ・文部 ・文部 ・文部 ・文部 ・文部 ・文部 ・大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
5041	50410	0017		(社)日本フランチャイズ チェーン協会	17	・総付け景品取引価格の緩和について	景品表示法第3条(景品類の制限及び 禁止) ・総付け景品 ・一般懸賞 景品類の最高額の緩和。		・総付け景品:取引価格の1/10(1000円までの場合は100円) ・一般懸賞:取引価格の20倍(総額は売上予定総額の2%) ・お客様の景品に対する期待感が向上している。 ※この規制は景品価格の過当競争を避け、また中小企業を保護する為の規制と理解するが、買い手市場の現在では規制内の現在では規制内の現在では規制内の現在では規制内の現在では規制内の表記では、新史、各社とも販促策が減少し、消費の衰退につながっている。	・景品表示法第3条(景 品類の制限及び禁止) 総付け商品、一般懸賞	·公正取引委員 会	

要望管理番号	要望事項 管理番号	要望 事期 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5042	50420001		ソニー(株)	1	群に係る、廃棄物処理法上の保管 数量制限の緩和	家電リサイクル法で規制されている製品群などについては、その製品の性状や排出の特性等を考慮した上で、保管数量に係る当該規制を緩和する方向で、検討いただきたい。	家電リサイクルプラントへの過剰 な投資が抑制できるもの考える。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)施行令第六条第1項第二号口(3) 処理法)施行令第六条第1項第二号口(3) 処理施設の処理能力の14日分を超えることができないとされている。一方、廃棄物の保管数量について、当該廃棄物の理能力の14日分を超えることができないとされている。一方、廃棄物の保管期間については、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする、との弾力的な規定を設けている。現在、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクルが)で回収され保管された廃棄物(使用済み家電)も廃棄物処理された廃棄物(使用済み家電)も廃棄物処理とかりの企業を関する。とのである。以処理台数(または投入会数)を理学化した表域で表して、またまは、第位期よる限り処理を対して、とえば望ましいのであるが、場切が大きく(たとえばり場は使用済みエアコンの量が急増するなど)、場理を対して、繁で期の処理能力をあらかじめ用意しなければならないことになり問題である。	廃棄物処理法施行令第 六条第1項第二号ロ、 施行規則第七条の六	環境省廃棄 物・リサイクル対 策部	
5042	50420002	2	ソニー(株)	2	プロバイダ責任制限法における開 示要件の裁判所等による判断制度 の創設	かどうかの判断を裁判所等(裁判所、 それに準ずる第三者機関、または既存	第一次的判断を裁判所等が行うことで、開示要件の判断の公正性・透明性が担保されると同時に、各々の負担も軽減され、権利侵害に関する速やかな救済に資するものと考える。	プロバイダ責任制限法第4条第4項において、開示関係役務提供者が同条第1項の開示請求に応じないことにより生じた損害については、自己が発信者である場合を除いて、原則として損害陪償責任を負わない旨の免責規定が開いまないことが明らかになった場合、開宗関係役務提供者が開いまないたことが明らかになった場合、開宗関係役務提供者は発信者に対し、損害についての計算を保養にない。現代者に対し、投資を開発している。現状は開まで、関係役務提供者は免害の判断が明らなのか、所言技術を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	特定電気通信役務提供 者の損害賠償責任の制 限及び発信者法律(プロバ イダ責任制限法)第4条	総務省総合通 合電 会電事 会 電 会 電 等 等 で 数 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 、 業 、	

要望管理番号	要望事項管理番号		西胡十八人	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5042	5042000	3	ソニー(株)	3	輸入貨物が関税率ゼロの場合、現 実支払い価格を課税標準とする			関税定率法第4条(課税価格の決定の原則)において、輸入貨物の申告価格は現実支払い価格(インボイス価格)の他に別払い定との加算実素がある場合は加算して申告することが求められている。しかし、関税がゼロの貨物の場合は実質的には加算要素を申告する意義がないにも係わらず、加算要素のある場合はそのように申告を行わなければらず輸入者に大きな負担となっている。かかりでは、15年の大学をでは、15年の大	協定	財務省関税局	
5042	5042000	14	ソニー(株)	4	Sea NACCSとAir NACCSの統合	Sea NACCSとAir NACCSのシステム統合を含むシステム最適化計画策定の前倒し	メンテナンス等のコスト及び工数 削減	Sea NACCSとAir NACCSは同じ税関のシステムにも係らず、それぞれの運用形態をとっており、海上と航空の通関にそれぞれのシステムを持っている。Sea NACCSとAir NACCSは海上と航空の通関にそれぞれのシステム構造を持っている。そのため、システム変更などにより企業側でインターフェースを取るときにそれぞれ別の対応が必要となり、膨大なコストがかかっている。工数も倍かかることになるため利用者の負担をできるだけ少なくする方向で統合をと対下の円を投資。影中年の回答では、上記統関システムの刷新可能性調査の検討を含む、税関システムの刷新可能性調査の検討を含む、税関システムの刷新可能性調査にならざるを得ないとのことであったが、近隣諸国との物流コスト低減競争はますます激化しており、一刻も早いシステム刷新計画の策定と実施が望まれる。	第1項、電子情報処理 組織による税関手続き の特例に関する法律施 行令第4条、航空貨物 通関情報処理システム	財務省	

要望管理番号	要望事項 管理番号	要項補号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5042	50420005		ソニー(株)	5	通関業の許可、営業所への通関士 必置規定の全国的見地からの見直 し	「通関業を営もうとする者はその地を管轄する税関長の許可が必要」、また、通関士の設置場所について、「通関業務を行う監実所ごとの設置」という規定がある。これまで税関が行ってきた通関業務の簡素化、NACCSのWEB化などの実績を踏まえ、地域ごとに分断した状態ではなく、全国的オペレーションの観点から許可体制を見直して欲しい。昨年の回答では「税関長が承認した場合には、専任の通関士を置かない、ことができる」とあるが、これも「技術的に可能」であるならば、全国レベルで書いてよならは、地域レベルではなく、全国レベルではは、地域レベルではなく、全国レベルの承認へと見直しを要望すから段階的に導入することも可能だと考える。	・地域ごとの業務の平準化による事務の効率化と人員配置の最適化。 ・コストの削減。・手続き事務の簡素化 ※いずれも社内での生産性向上による業務スピードのUP。	通関業の許可を受けた営業所が複数ある場合、物量がない営業所も含め全営業所に専任の通関業所で通関生を行なうる。 通関業務を行なうる。 税 所で通関土の行う通関業務量は一定ではない。 予定 一般	の設置)第十三条 ②通関業法施行令 (従業者等に関する届	財務省 税関	
5042	50420006		ソニー(株)	6	通関体制の整備 24時間365日体制の実施 (臨時開庁手続き及び費用負担の 撤廃)	24時間365日体制の実施(臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃)企業にとって、商品の短寿命化などから在高まっている。そのためにはサプライチェーン率化が不可欠となっている。現状手続きを経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時間の通関が可能となっているが、臨時間の通関が可能となっているが、臨時間のもしたが、必要となり、リードタイムの点もコスト増となってしまう。通関の原則24時間365日体制により、夜中に製品が完成しても当日輸出ができるような製造のスケジュールの検討や輪配送メニューの拡大を通じて、リードタイムの短縮や企業にとって最も効率的な生産、物流の整備が促進される。	・サプライチェーンマネジメント (リードタイム短縮、在庫圧縮、コ スト削減)に加え、設備稼働効と 向上、生産性向上などを目的と した、より柔軟な生産、配送体制 の構築 ・基本は物ができたらすぐに積 み込み消費地に向けて運ぶこと が効率的な輸送となる。税関の 開庁時間の制限により流れが分 断され、開庁時の混雑も起こって いる。そのためトラッの待ち時 間が増え、延長料金が発生して いる。24時間の開庁より平準化 したオペレーションが可能になる と考えられる。	港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日~金曜日8:30~17:00 となっている。上記時間外に輸出入通関を行う場合は、「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生し、コスト増になった。未だ臨時開庁の特別料金が発生し、コスト増になったった。但し、臨時開庁代は半額特包は格段に支通関体制の整備により、日本国内に立地する工場の規算を付かる。最近では、いかにリードタイムを短縮し、在庫圧縮を行なうかが終堂リスクの極小化に繋がる。また、日本の産業の生産残りの十分による、高人のは、は、かがにリードタイクの極小化に繋がる。また、日本の産業の生産残りの手段となっている。高内価値商組、日単位ではなく、物理的に距離が近いため、週、日単位ではなってくる。「行政需要」については、「臨時」の段の場では、こうした企業の生産、施済、販売性の創設とは入金の場合、特別との調達、生産スケジュールが可能になってくる。「行政需要」については、「臨時」の段の場とは、「協時」の表別を対してめ、むしろ積極的に24時間化し日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要をは対していため、むしろ積極的に24時間化し日本の税関ラステムの競争力をアピールすることが過去の数争力をアピールすることが過去の変大なシステムの競争力をアピールすることが適去の表別を行る。また、昨年の回答では行政需要の無い時間帯には、いため、むしろ積極的に24時間化し日本の税関を表表していため、さしろ積極的に24時間化し日本の税関システムの競争力をアピールすることが過去の数争力をアピールすることが過去の表別を行るといるによりでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	関税法第98条第100条 第1項第4号	財務省 税関	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事期 番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5042	50420007	7	ソニー(株)	7	重油タンクローリー車の道路使用許 可	の提出周期を3~6ヶ月ごとの申請で	道路使用許可申請に伴う工数削減、3時間(申請書類作成・申請書提出)×申請回数	公道を使用し重油給油につき30分間程度の駐車を 行っているが、その都度所轄警察署へ赴き、所定の 道路使用許可の申請が必要となる。毎月給油を行 なう間の短時間の駐車であり、そのためだけに時間 を費やし所轄警察署へ都度の道路使用許可申請を 行なうことは経済活動を阻害することにつながる。	道路交通法七十七条	警視庁·警察庁 交通係	
5042	50420008	3	ソニー(株)	8	事業所の室温等規制にかかる、規制の整合性確保		省エネルギーの視点から規定が整理された場合、夏場では状況に応じて冷房の温度を高めに設定できるため、省エネ対策に資するものと考える。	内閣に設置されている省エネルギー・省資源対策推進会議は毎年、同会議の決定事項(以下、指針)として「夏季の省エネルギー対策について」を出している(実施状況について経済産業省資源エネルギー庁が毎年、調査している)。そでは住宅、ビル等におけるエネルギー管理につき、「冷房中の室温が28°を下回らないよう適切に調整する等、エネルギー消費について速度を表したしたした。(温度は規定なし。冬季は20°0以下)。しかしー方、労働安全衛生法事務所衛生基準規則第5条領を設けている場合は、室の気温が17度以上28度以下及び相対温度が40パーセント以上70パーセント以下になるように努めなければならない」との規定を設けている。前者の指針と後者の規則との間に「運用上」の矛盾が生じており問題にの適関とではないが、政府として、に割削等を伴わない努力規定ではないが、政府として、に、国民に協力要請を行ったり、また規則については直接、国民の協力要請を行ったり、また規則については割削等を伴わない努力規定である。したいる別計等を対力規定がおかれている以上、適切にでより対力に従うよう、取り組んでいる次第である。したがって両規定の趣旨に副記ば、夏場であれば両規所エリアの空間は生と~3°0程度の制御が実情であり、28°0に保ち続けることは実質的に難しい。両規所エリアの空間は生と~3°0程度の制御が実情であり、28°0に保ち続けることは実質的に難しい。両規所エリアの空間は生2~3°0程度の制御が実情であり、28°0に保ち続けることは実質的に難しい。両規所エリアの空間は生2~3°0程度の制御が実情であり、28°0に保ち続けることは実質的に難しい。両規所エリアの空間は生2~3°0程度の制御が実情であり、28°0に保ち続けることになるが、またないでは、25°00年に表現では、25°00年に表現では、25°00年に表現では、25°00年に表現であり、25°00年に表現では、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現では、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現でありませいがより、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現であり、25°00年に表現しまり、25°00年に表現でありまり、25°00年に表現であり、25°00年に表現を表現でありまりまりまりまりが、25°00年に表現でありまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりま	様の趣旨の規定あり) ・労働安全衛生法事務 所衛生基準規則第5条	経済産業省資産業省資産業本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	

要望管理番号	要望事項管理番号	要事補番	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5043	50430001		日本製紙連合会	1	ハイサルファーC重油の関税の撤 廃もしくは見直し	現行の重油関税率(平成17年度まで)で、ハイサルファーC重油の税額は3,202円/KLであるが、基本税率(390円/KL)へ軽減するか撤廃して欲しい。		我が国産業の国際競争力強化のために、是非ともハイサルファーC重油の関税を撤廃若しくは基本税率まで早急に引き下げて欲しい。	関税暫定措置法第2条 第1項	経済産業省	
5043	50430002		日本製紙連合会	2	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	石油の備蓄の確保等に関する法律で輸入業者(ハイサルファーC重油輸入の需要家等)も70日分の備蓄を義務付けられているのを免除して欲しい。		現在、ハイサルファーC重油を輸入するためには、需用家が70日分の備蓄をしなければならない、輸入重油1日当たり使用量の70日分)。当業界の重油使用量は総エネルギーの1/3を占めているため、備蓄に係わるコストが国際競争力の低下を招いている。	石油の備蓄の確保等に 関する法律第6条	経済産業省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5043	50430003		日本製紙連合会	3	石油税の軽減	現行石油税率では2,040円/KLであるが、軽減して欲しい。		現行の石油税率では1KL当りの税額は2,04 0円で、ハイサルファーC重油の高関税率による税額の2,812円/KLと合わせると4,852 円にもなる。	石油石炭税法第9条第 1項	経済産業省	
5043	50430004		日本製紙連合会	4	放射線(密封線源)許可使用に係わる変更許可申請手続きの簡素化	密封線源の変更許可申請の手続きに関して、①申請書に添付する書類の数、②許可が下りるまでの期間の短縮等、簡略化を要望する。		①年2回、サーベイメーターを用いて放射線施設、管理区域境界、営業所境界における放射線の量の測定を行っているが、各場所の放射線量はバックグラウンド値とほぼ同じである。②外部被ばくの線量は、フィルムバッチを用いて1ヶ月周期で測定を行っている。結果は殆ど最小検出限界未満である。③過去の健康診断で放射線が原因で異常とみなされた人はいない。	る放射線障害の防止に 関する法律第10条第2 項、同法施行令第7条、	文部科学省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事補助番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5043	50430005	5	日本製紙連合会	5	新エネ量測定設備の選択制導入	経済産業省令に沿う設備だけではな く、測定設備製造元の試験結果を使用 させて欲しい。		「新エネルギー等発電設備認定」において、電力測定設備は経済産業省令で定める「新エネルギー等電気の供給量を的確に計測できる利用 造であること」とされており、既存の設備を利用する場合は省令に沿うべく処置せねばならず、その費用が数百万円、更に数ヶ月の日数を要する。新エネルギーについては、入熱(燃料)の発熱量、成分測定値のばらつきが大きいので、出熱(発電量)測定精度を上げても意味が無い。測定設備製造元の試験結果を使用させて欲しい。	ネルギー等の利用に関する特別措置法第9条 第1項、同法施行規則	経済産業省	
5043	50430006	ì	日本製紙連合会	6	産業廃棄物処理装置設置に係わる 許可の変更等	ボイラーの燃焼実績で過去に事故・違 反の無い事業所に対して、新たに燃料 として廃棄物を使用する場合等の許可 を簡便にして欲しい。		ボイラーで新たに廃棄物を燃焼処理等する場合、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(環境アセスメント)の結果を申請書類に添付せねばならず、申請から許可が下りるまで最短でも2年を要す。	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第15条第 3項及び同条の2の5第 1項。同法施行規則第1 2条の9	環境省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事補 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5043	50430007	7	日本製紙連合会	7	生未焼米物の万規工の足銭につい	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「焼却灰」は産業廃棄物ではなく一般廃棄物と同等の扱いをして欲しい。		廃棄物処分場において、事業活動に伴って生 じた「焼却灰」は産業廃棄物の「燃え殻」とみな され、一般廃棄物と比べて約2倍に当たる高額 の処分料を請求される。「焼却灰」と「燃え殻」 は明らかに違う廃棄物なので、区分をして欲し い。	に関する法律第2条第2 項及び同条第4項第1	環境省	
5044	50440001	1	慶應義塾大学ビジネスス クール許斐研究室	1	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃	いわゆる5%ルールの撤廃(無制限)。 英米型がバナンスやドイツ型がバナンスを模 倣するのではなく、日本企業に最適な コーポレーけがオナンスを育成するため、機 関投資家たる銀行の資本家機能(がバ ナンス)の強化することにより、銀行のリス クマネーの供給機能を強化する.		資金余剰という日本経済の環境下で、米国に比較して資本の弱体化が懸案であり、それを直ぐに個人の資本出資に期待するには時間的問題がある。つまり組織再編成の際の譲渡対値に海外株式が包含させれる時期がまじかに迫ってきており、米ドル下落の可能性が高まつことが資本の比率が高まることが資本のと事が光英国資本の比率が高まることが資本の技力を表した。1 下産業な投資の収資本別を表した。2 大変を表した。2 大変を表した。3 大変を表した。3 大変を表した。4 大変を表した。4 大変を表した。4 大変を表した。4 大変を表した。4 大変を表した。5 大変を	銀行法第16条の3、独 占禁止法第11条	金融庁、公正取 引委員会	ガバナンス上の問題は、種類株の工夫で乗り切れるものと考えられる。

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事期番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5044	50440002	2	慶應義塾大学ビジネスス クール許斐研究室	2	種類株の活用促進	現在デット・エクイティ・スワップ による優先株式の取得が認められている株式保有制限法適用除外の範囲拡大		金融機関による大規模なリスクマネーの供給 を可能とするには、株主権の切り分けによって 既存株主との利害調整やガバナンス構造の緊 張感を担保する種類株式の活用が有効と考え られるため。		財務省、金融庁	要望1の補完としてセット 提案
5044	50440003	3	慶應義塾大学ビジネスス クール許斐研究室	3	普通保険約款の免許申請添付書類からの削除	保険事業免許取申請にあたって普通 保険約款の添付が求められているが、この規制を緩和。当然、消費者保護の 競点から、適合性原則の制定、オン ズマン制度の創設、販売差止ルール、 等の新たな規制の設定も併せて検討 すべき。		国際的に金融商品が多様化している。わが国の保険商品においても保険会社の競争力向上と、幅広い金融サービスを提供する機能を強化する観点から要望する。保険商品も金融商品としての位置付けのなかで、更なるイノベーションを促進するには、英国、EU、米国の一部の州で実施されている商品自由化(ファイル&ユース)に則した競争環境を国内保険事業社にも提供すべきである。新たな商品開発競争によって、国民が保険事業からべき便益の拡張を促進することが、好ましい保険会社の競争軸である。	条三ーイ〜ホ、 保険業法66条の見直	財務省	

要望 管理番号	要望事項管理番号	要項 補助番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5044	50440004		慶應義塾大学ビジネスス クール許斐研究室	4	事業向け融資における個人保証の 見直し	事業向け融資において個人に責任を 負わせる保証制度の範囲を制限する		新規開業の促進と一度事業に失敗した起業家への再挑戦の道を開くことで国際競争力の原動力となる起業意欲の向上を図るため。流動資産、特に売掛債権や受取手形については、銀行は担保に取得しているケースが多い。それにも拘わらず、銀行が個人保証を徴求することは、2重に保全を図ることとなり、債務者にとって極めて不利な状況と言わざるを得ないため、そのような弱者(ベンチャービジネス)不利債権、受取手形は、一般的には債権回収可能性は高いことから、2重保全の必要性はないものと考える。従って、金繰り償還すべきである運転資金は、個人保証は徴求せず、収益償還すべき設備資金のみは、その保全性=債権回収性の難しさに鑑み、個人保証はやむを得ないものと考える。	民法の保証規定に関す る特別法の制定	法務省、経済産 業省、金融庁	ベンチャは、中・仕・イン・スが弱いなどのでは、 で、一の変に、 で、
5044	50440005		慶應義塾大学ビジネスス クール許斐研究室	5	銀行の自行株相対取引解禁(個人 株主増強による銀行の資本増強)	証券会社経由の代理業ではなく、銀行が自行株を相対で一般顧客に増資申 込及び取引が出来るように規制を緩和 する		BIS規制関係で、公的資金注入など政府関与 は銀行の自己改革を阻害する恐れがあると指 摘されているが、銀行窓口で優先株を一般に 売り出すことで、銀行は個人株主増強による資 本増強が可能となる	証券取引法、金融機能 強化法	金融庁、財務省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事項 補号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5045	50450001		日本パカンス振興会		年次有給休暇の付与条件と日数の 変更	使用者が労働者に付与する年次有給 休暇について、採用年度より継続した2 0労働日を与えるようにしてほしい。		労働基準法の適用される独立行政法人などでは採用初年度より年間20日間の休暇が付与されており、現状の労働基準法の規定と整合していない。	労働基準法第39条	厚生労働省	
5046	50460001		(株)イーライセンス	1	私的録音録画補償金の分配につい て	複数の民間事業者が著作権管理を実施している現在、著作権等管理事業者のうちの1者であるJASRACのみが私的録音補償金の分配を受けうるという現行の制度(著作権等管理事業法制定以前に設けられたものである)では、東著名に権利管理を委託する権利管理を委託する著作権等管理事業者に管理を表記する著作権者等との関係において公平公正な分配が行われているとはいえない。関係のように、私的録音される制度のように、私的録音される制度のように、私的録音される制度のように、私の録音される制度のように、私の録音される制度を維持するとしても、JASRACから、JASRAC以外の著作権等管理事業者に管理を委託しているすべく、他の著作権等管理業者等への公正な再分配ルールの整備等が必要である。	弊社著作権委託契約者宛、私的 録音保証金の分配。 (別紙参照)	私的録音補償金は、私的録音に係る著作物に関し、著作権法第21条に規定する権利を有する権利者に分配されるべきである。 他の著作権等管理事業者への直接分配が実現するまでの間、JASRACを通じた私的録音補償金の分配を継続するとしても、現行のJASRACを通じた分配では、分配対象となる私的録音補償金のうち、JASRACへの委託者等に写9%が分配されないこととなっており(JASRAC私的録音補償金分配規程第8条)、他の著作権等管理事業者に権利管理を委託している者は、ここにいう「非委託者」と解釈されるため、私的録音補償金の分配につき、JASRACに権利の管理を委託している者よりも著しく不利益を被るおそれがある。(別紙参照)	著作権法 著作権管理事業法 SARAH私的録音補償金 分配規程 (詳細別紙参照)	文化庁	(参考資料) SARAH申入書及び回答 書 JASRAC申入書及び回 答書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事助番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5047	50470001		清水益博	1	市街化調整区域内の農用地除外地 (白地)の農地転用を可能にする		私としては転用可能になれば売 却・事業の転換も用地として利用 できて納税も可能になる。	私夫婦も老齢化と病院のため納税その他の負担ができないので白地については宅地として利用したい。 農地転用ができるようにしてもらいたい。	私としてはまだ勉強不 足です。浜松市として 独自に規制を設けて農 地転用できない断する。 私の所は浜松駅に近距 離にある。	農林水産省·国土交通省	私の所有する農地を承 話なしに浜松市農政課 では除外地を農用地に 変更したので交渉して 元に戻した。何故か疑 間は残る。
5048	50480001		社団法人 日本自動車工業 会	1	週休2日制の場合のフレックスタイ ム制度の適用について	適用にならない日のみ、フレックスタイムの除外日を設定するなどが必要となり、労働時間管理の煩雑さが生じるだけでなく、そもそも、フレックスタイム制度を導入することの効果自体が薄れてしまうことから、通達の4つの要件を緩和することを要望する。	算するものとされており、完全週 休2日制で労働する場合でも、暦 日数や休日数に差異があること により、計算上法定労働時間の	なっている。このため、実際問題としては、暦日 数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定	労働基準法施行規則第 12条の3 平成9年3月31日基発	厚生労働省	•重点要望項目

要望管理番号	要望事項管理番号	要事補番号	<b>西切主</b>	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5048	50480002	2	社団法人 日本自動車工業会	2	有期労働契約に係る規制の緩和	働く側の立場からは、就業意識の多様化に対応するための選択肢の拡大が望まれ、企業側の立場からは、プロジェクトなど中長期的な観点での要員のニーズが高まってきており、双方のニーズに応えるためには、有期雇用契約期間制限の更なる緩和を要望する。ま、制限の緩和により、新たな雇用の創出と、企業活動の活性化を図ることにもつながると考える。		働き方・雇用形態の多様化に充分対応できず、企業と労働者双方のニーズに応えられない。	労働基準法第14条	厚生労働省	
5048	50480003	3	社団法人 日本自動車工業会	3	労働者派遣法における派遣期間制	でを含めた、安貞対応の子段として非常に有効なものである。 また、屋田の名様ルに対応していくとい	改正労働者派遣法で、製造業へ の派遣は可能になったが、経過 措置として施行後3年間は派遣	製造業では、市場動向に伴う要員変動への対応として、短期のみならず中長期の派遣社員を活用するというニーズがあるが、それに対応できない。	労働者派遣法第40条の 2	厚生労働省	•重点要望項目

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事功 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5048	50480004	\$	社団法人 日本自動車工業会	4	労働者派遣法における派遣期間制 度の見直し(通常派遣)		特定26業種以外については、3 年を超える期間継続して労働者	業務量の変化に対して、フレキシブルに対応 出来ない。また、短期のみならず、中長期の派 遺社員を活用するニーズに対応できない。	労働者派遣法第40条の 2	厚生労働省	•重点要望項目
5048	50480008	5	社団法人 日本自動車工業 会	5	単元未満株主の共益権	従来(単位株制度)と同様に、単元未満 株主の共益権はないものとすべき。	スーレレかった	「単位株制度」の導入(昭和56年改正)時に、単位未満株主については、端株主と同様に共益権は付与されないものとされたが、これを置き換えたとする「単元株制度」において、単元未満株主にも共益権があるように変更しなければならない合理的な理由はない。	商法221条	法務省 民事 官室	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5048	50480006	6	社団法人 日本自動車工業会	6	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	規制を撤廃すべき。	成13年10月1日施行の改正商 法により、一定の財源規制の下 で自由にできるものとされたが、 「子会社による親会社株式保有 規制」については、見直しが行わ	子会社による親会社株式の取得は、自己株式の取得と同一視でき、これを認めると自己株式取得の手段として利用されるとの考え方から禁止されていたものであり、従って、自己株式の取得が原則自由とされた以上、「子会社による親会社株式保有規制」が残っているのは不合理である。	商法第211条/2	法務省 民事局 参事官室	
5048	50480007	7	社団法人 日本自動車工業会	7	大規模会社の事業報告書の廃止	争来報音音は直ちに廃血すべきとのる。 少なくとも有価証券報告書等の既存の報告書の記載をもって代えることを認める等により企業の負担を軽減すべきである。	昨年独禁法が改正され一定以上の規模を有する会社(大規模会社)に対する一定額以上の株式保有制限(9条の2)が廃止されたが、一方で、毎年度ごとに自社及び子会社の事業報告書の提出が求められるようになった。	行政による事前規制から事後チェックによる弊 害規制に移行する流れに逆行する。 報禁法関連でも、大規模会社の株式保有制限 (9条の2)は、規制内容を順次緩和したうえで 廃止となり、合併等の企業結合の事前届出手 続も要件が緩和される方向にある。この中で、 本件の事業報告書を求める必要性には説得 力がない。	独占禁止法第9条5項	公正取引委員会	

要望管理番号	要望事項管理番号	要事事。	5 女主工作句	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5048	5048000	08	社団法人 日本自動車工業	8	高速道路料金の軽減化	商業車輌に対する高速道路料金の軽 減を図ってもらいたい。	現状、商業車輌に対する特別料 金の設定はない。	貨物自動車運送事業法及び貨物運送取扱い事業法の改正により、運賃は自由化となったものの、実質的には以前から自由化状態にあり、運賃のデフレ化は進行の一途を辿っている。高速道路料金が車輌の高率稼働を著しく阻害している。 又、現行料金は諸外国と比較し、驚異的に高い。	道路交通法	国土交通省	•重点要望項目
5048	5048000	09	社団法人 日本自動車工業	٤	-二輪独自の高速道路通行料金設定	二輪車と四輪車とを車両占有面積や道路損傷度の面から比較し、その結果を 反映した二輪独自の通行料金を設定されることを要望。	二輪車の高速道路通行料金は 軽自動車と同額になっている。	四輪車と比較して、占有面積・道路損傷度の小さい二輪車が、高速道路通行料金の根拠である「車種区分」ならびに「車種間料金比較」に二輪車区分がないため、二輪車専用料金の設定がない。これは二輪車ユーザーに必要以上の経済的負担を強いている。		国土交通省 (道路公団)	•重点要望項目

要望 管理番号	要望事項管理番号	要事業	五十二 安主工体石	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5048	5048001	10	社団法人 日本自動車会	工業 1	0 自動二輪車の駐車場整備	普通自動二輪車を含ませていただきた	自動二輪車(50ccを超えるもの)を受け入れる駐車場が僅少である。	原動機付自転車(50cc以下)は、平成5年の自転車法の改正で自転車に原付自転車が含まれることになったため、自転車駐輪場への受け入れが可能になり、駐車スペースは徐々に増えつつある。しかし、自動二輪車(50ccを超えるもの)は、「自転車法」の対象外であるだけではなく、「駐車場法」からも除かされているとめ、自動二輪車の駐車可能な駐車場の設置及び改善が進まず、自動二輪車のユーザーの多くは、心ならずも路上駐車を余儀なくされるなど、その行動を阻害する要因となっている。	駐車場法	国土交通省警察庁	•重点要望項目
5048	5048001	11	社団法人 日本自動車会	工業 1	1 特殊車両通行許可申請における手 数料設定の見直し	を、1経路単位での申請に変更	現行手数料は5経路を1パックとして、1~5経路=1,500円、6~10経路=3,000円と定められている。	更新(継続)申請も、新規と変わらない手数料である・・・・手数(工数)に応じた手数料になっていない。	・道路法第47条の2第 二項 ・車両制限令第16条	国土变通省通局、	

要望管理番号	要望事項管理番号		要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5048	5048001:	22	社団法人 日本自動車工業会	12	特殊車両通行許可制度における長さの緩和	は連結長12mから17mに数値の見直	セミトレーラーのうち、連結長が12mを超えるものについては、17mを限度として車両の長さに対する特殊車両通行許可の申請が必要である。	・車両の長さに関する制限値は、昭和36年にさ ためられて以来改定されていない現状がある。 ・昨今の物流・道路事情に鑑みれば、12m超 17m未満のセミトレーラーでの運行は、申請 手続きを要するほどの「特殊」とはいえないと 考える。	·道路法第47条第2項 ·車両制限令第3条	国土交通省	•重点要望項目
5048	5048001:	33	社団法人 日本自動車工業会	13	廃掃法に基づく廃棄物焼却炉適用 除外(シェル砂再生炉の除外)	シェル砂再生炉は資源の有効利用の 観点から使用している施設であり、自 社同一内敷地の工程内リサイクル利用 施設については、廃掃法の廃棄物焼 却炉の対象設備から除外できるよう、 適用除外を設定していただきたい。	自社内に設置されたシェル砂再 生炉は自社内の鋳物工程から発生するシェル中子の鋳物砂を再 生利用することが目的の施設 ある。 廃掃法の廃棄物焼却炉該 舗造 をの遵すが必須であるが、この中 に結合材として1.5%混入している レジン(フェノール樹脂を焼却炉 (廃プラ)扱いとなる。(平成12年 に環境とから変素が成りに環境としてに環境として に環境との廃棄が映却炉に環境として (廃プラ)扱いとなる。(平成12年 に環境との廃棄が映却炉に に環境との廃棄あり)	シェル砂の再生利用のためには炉内温度 600°C(800°Cは不可)でレジンを加熱・乾燥させる必要があるが、ダイオキシンの発生源である塩素はレジン中に含まれないために、2次燃焼器がない既存炉煙突でのダイオキシン濃度は小り数点5桁オーダーで規制値に比べて40に近い値となっている。廃棄物焼却炉扱いになるとの構造基準を遵守 3をめに、機能上は必要のない2次燃焼器(800°C、2秒滞留)を燃焼室の後に新たに設置する必要がある。(平成12年に廃棄物焼却炉に該当するという判断がされる以前に設置された炉は県によっても実炉や焙煎炉の扱いとなっており2次燃焼器はない)必要性がない2次燃焼器はない)必要性がない2次燃焼器はない)必要性がない2次燃焼器はない)必要性がない2次燃焼器になる。また工場内設置の工程内リサイクル目的の炉であっても、アセスメント(法)や説明会(県条例)が必要となるため、スムーズな経済・生産活動に影響を及ぼしている。	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 第15条の2(許可の基 準等)	環境省	•重点要望項目

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項財	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5049	5049000	01	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の 実施	内閣府のセダン特区の申請期間までにNPOと地方自治体との協議が整かない場合或いはNPOに情報が届成が制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。 セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	一項の通達(許可用件) 「セダン型等の一般車 両については、構造改 革特区の認定を受けて	国動客出交通省局	
5049	5049000	)2	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」 を追加する。	の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。			

要望管理番号	要望事項管理番号	号 補	望項助号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5049	504900	003	4 (	持定非営利活動法人ふれあ ハ福祉北九州	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義 務の明示	申請があった場合には運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第 一項による許可の取り 3項運送協議会(2)主宰者 「運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、 原則として地方公共団 体が主宰するものとす る」	国土交通省自航客課	
5049	504900	004	<b>វ</b> ប	特定非営利活動法人ふれあ ハ福祉北九州	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の 明示	地方が、 申請があった場合には市区町村 長の責任で受け付け、担当部署 は市区町村長の責任で調整をお 願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、充通対策銀票高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。	一項による許可の取り 扱い 国自旅第240 号第3項運営協議会 (2)主宰者「運営協議 会は、原則として地方公	国土交通省自 動車交通局旅 客課	

要望管理番号	要望事項管理番号	要 事	力 安主工体石	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5049	5049000	05	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	5	ボランティアによる福祉有償運送		私用車両「セダン型等の一般車 両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。		国土交通省自 省局 客課	
5049	504900C	06	特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送明を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号との間には 「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差 があるが、両者共に道路運送法第80条第一 項の許可の取扱い手続きであるので、後者を 差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱 け後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。 利用者の安全性の確保のためには、国自旅第 240号の道路運送法第80条第一項の許可の 取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5) 損害賠償措置に記載事項を守る事で充分であ る。また、運輸支局への申請書類を煩雑にす る事は行政手続の簡略化を目的とした事務合 理化の方向に逆行する事になる。	「様式2」「様式3」(いわ ゆる道路運送法第4 条、第43条に関連した 第80条第一項の許可 の取扱い手続き)と国 筋第240号の別紙「様式4」 「様式5」「様式4」 「様式5」「様式6」(いわ ゆる道路運送法第80 条第一項の財	国土交通省自 動車交通局旅 客課	

要望管理番号	要望事項管理番号	項事	助	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5049	5049000	0007		特定非営利活動法人ふれあ ハ福祉北九州	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して 頂きたい。		国自旅第240号の道路 運送法第80条第一項 の許可の取扱い第3項 運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5050	5050000	0001	Ē	日本アフターファイブ振興会	1	時間外労働における賃金割増率の 見直し制度の創設	時間外労働における賃金割増率の見直し制度を制定してほしい		時間外労働における賃金割増率は、労働基準 法第37条第1項により「2割5分以上5割以下 の範囲内で命令で定める。」と規定されている が、どのようにして割増率が決められ、命令が 出されるのか、また、どのような場合にこの命 令が見直されるのか、その基準を定めた規定・ 制度がない。	労働基準法第37条第1 項	厚生労働省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事 輔 番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5051	50510001		厚生年金基金連合会 理事 長 多田 宏	1	生命保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	・特別勘定という商品については、経理上、一般勘定商品とは明確に区分され、また、特別勘定の運用リスクは投資家が全て負うことになっており、保証判率のある一般勘定商品とは商品特性的全く異なっている。このように特別勘定が生命保険会社の経営破綻の設置ではなる得るか否かという点がのこも拘わらず、過去の生保会社経営破綻において、は、一般勘定と全く同様の確構資率が適用されているなど過かでの不合理がみら関係によいなが特別勘定に係る保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討されたい。		・生命保険会社が経営破綻した場合、運用リスクを生命保険会社が負うことにより経営破綻の要因になり得る「一般勘定」と、運用リスクを契約者自身が負うことにより経営破綻の要因にはなり得ない「特別勘定」とが、同等に取り扱われることについては、契約者保護および契約者間の公平性確保の観点からみても、不公平極まりないため。・また、企業年金においては、生保特別勘定に保全措置がないことから、この面においては、競合する信託銀行、投資顧問会社と比較して明らかに劣後する商品となっているため。	保険業法第97条 同法第118条	金融庁	
5052	50520001		上野憲正(個人)	1	交通規制改革	最高速度規制の権限を、国から地方公 支委員会(都道府県)へ委譲し、最高速 度を地方の道路の整備状況、交通量、 積雪や凍結など季節によって変わる道 路状況等に応じて設定できるようにす る。		自動車の性能が向上し、道路事情が格段に良くなったにもかかわらず最高速度を全国一律に低く高速国道100km、それ以外の道路60km)抑えることによって ①物流コストをいたずらに引き上げていること②大多数の車両が最高速度規制を連守する車両は、かえって円滑な交通を攪乱させ、事故を発生さる誘引になっていること③国民の間に最高速度規制を守る意識を薄れさせ、国民の順法精神を損い、かえって行政に対する信頼感を失わせていることなどの理由から要望します。	行令第11条、第27条第	警察庁	

要望管理番号	要望事項 管理番号		要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	5053000	11	ソネット株式会社	1	る向上により政府目標の全国3000 万加入のプロードバンド化が益々促進するよう、NTTの光ファイバーの利用の仕方をLine Sharing(共同利用)方式により、電話局間の光ファイバーが売り切れの場合、複数の利用者で用いることができるようにする。	NTTの開示する局間中継光ファイバー情報で、光ファイバーが売り切れであることを表示する「D」という表示があれば、この区間は、欲しい人が居てもよったく利用できない。何時利用できるよう増設されるかも判らない。このような売り切れ区間について、NTTの利用分を含めて光ファイバーを使っている利用者で共用できるよう、(関連する法律があればその法律を改正し、)NTTは利用したい人が光ファイバーを利用用したい人が光ファイバーを利用用たい。申し入れがあれば、必ず利用にきるようにしなければならないよう責務を負ってもらう。	よう利用者に通知をする。これは NTT自体が利用する回線も差別 無くその利用対象とする。必要な 光ファイバの回線装置は、光ファ イバー利用者選択しその機材を 利用者又はNTTが提示して、光ファ イバー利用者選択しその機材を 利用者又はNTTがサービスす る。NTTは回線共用利用料率を 別途定め、更なる収益が得るが 例えば100メガで利用している場 合、よの利用者は10倍までの場	NTTは現在日本全国で電話局の間を接続する局間中継光ファイバーを開放しています。この		総務省	
5054	5054000	1	東京商工会議所	1	改正高年齢者雇用安定法に関する 取り扱い	中小企業は制度導入後5年間、大企業は3年間の経過措置期間が盛り込まれているが、経過措置期間を了後は、企業の実情について改めて調査し慎重に対応する。		企業にとっては総人件費の上昇につながる懸念も大きく、積極的に取り組む状況にない。また若年雇用が依然として深刻であり、高齢者の雇用延長が法制化された場合、結果として若年の採用がさらに抑制されるなど、企業の人員構成に影響を与えることが懸念されるため。	高年齡者雇用安定法	厚生労働省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事補助番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540002		東京商工会議所	2	若年者の就労教育	在学中からライフブラン(生涯設計・生き方)やキャリアプランの描き方を教育するシステムの導入		中小企業においては基幹的な戦力となり得る 若年労働者の確保が困難になっているため。		文部科学省厚生労働省	
5054	50540003	3	東京商工会議所	3	  若年者の就労教育 	日本版デュアルシステムは、 ①OUT中に学生へ支払われる賃金は 最低賃金の適用除外とする。 ②企業負担をほぼ解消するレベルの 助成金を設置する		①②日本版デュアルシステムは、若年雇用の 促進に対して一定の役割を果たすものと考えられるが、企業負担が重くなれば受入企業数が伸びずその成果は期待できないため。		厚生労働省経済産業省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事補 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540004		東京商工会議所	4	外国人労働者の受入体制	不熟練・単純労働分野に従事する外国 人労働者の受入については「労働許可 制」により管理を徹底するなど、具体的 な検討を進める。		中長期的に見てわが国の人口は確実に減少すると推計されており、将来の労働カ不足は避けられない。また、国内労働力の掘り起こしや有効活用にも関わらず人手が不足する分野が存在するため。		厚生労働省法務省	
5054	50540005		東京商工会議所	5	外国人労働者の受入体制	専門的・技術的外国人労働者に関して は、資格要件の緩和や手続きの簡素 化など引き続き一層の拡充が必要		中長期的に見てわが国の人口は確実に減少 すると推計されており、将来の労働力不足は 避けられないため。		厚生労働省法務省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要事補番	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540006		東京商工会議所	6	料引下げの検討	情報をわかりやすく開示したうえで一層 の助成金の整理統合を進め、保険料を 引下げるべきである。また、財源は全 額事業主負担となっているがその在り 方についても検討を進める。		保険料の使途に関しては依然事業主にとって不明な点が多く、事業主負担を軽減する必要があるため。		厚生労働省	
5054	50540007		東京商工会議所	7	確定拠出年金制度の見直し	①拠出限度額の引上げ ②マッチング拠出の導入 ③特別法人税の撤廃		①②③公的年金の給付額が将来的には削減されるため、老後の生活を補完する観点から制度構築すべき。	年金制度改革関連法	厚生労働省経済産業省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要事補番	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540008		東京商工会議所	8	退職金制度の見直し	2012年(平成24年)3月末に廃止が決まっている税制適格年金制度(以下適年)の移管先に、制限のない特定退職金共済制度を認める。		中小企業が年金・退職金制度を維持するためには多様な選択肢が必要。移管先の一つである中小企業退職金共済制度は、加入できる企業規模に制限があるため不十分である。		厚生労働省経済産業省	
5054	50540009		東京商工会議所	9	裁量労働制の更なる規制緩和	①労働基準監督署への諸届の緩和。 ②労使委員会の設置の廃止。 ③対象業務は使用者が個人の裁量に 委ねることが可能と判断する業務に関 して対象に加える。		①②労使委員会の立上げや労働基準監督署への諸届など導入時の手間や制約が多いため。 ③現行の業務制限では対象者の特定がしにくいため。	労働基準法	厚生労働省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事項 補号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540010		東京商工会議所	10	裁量労働制の更なる規制緩和	労働時間規制を管理監督者と同様、適用除外とする。		裁量労働制の効果を最大限に発揮するため	労働基準法	厚生労働省	
5054	50540011		東京商工会議所	11	企業の実情に配慮した解雇無効時 の「金銭賠償方式」の検討	「金銭賠償方式」は導入を改めて検討すべきである。但し、その際の解決金については一律に設定するのでなく、企業の実情に応じて労使の合意に委ねるべき		労使紛争の解決は相当の時間がかかる上、労働委員会は実態として調停機能がなく、解雇無効となった場合は職場復帰しか方策がないなど、問題は残されたままとなっている。現実には職場復帰するケースは少なく、大半は金銭によって退職している実態を考慮すれば、紛争解決の選択肢を広げるという観点から改めて「金銭賠償方式」を検討すべき	労働基準法	厚生労働省	

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事補助番号	西切十十夕	要望事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540012	2	東京商工会議所	12		事業所の分散や企業の分社化が進む ことにより事業所ごとに適用される現在 の制度が負担となる一方、独自に安全 衛生対策を講じてきた中小企業にとっ ても一律な制度が多大な負荷をもたら している。労働安全衛生の在り方につ いては企業の現状に配慮する方向で 検討を始めるべき		労働安全衛生法は、そもそも戦後の製造業に おける安全と衛生の確保を目的として整備され、高度成長期における重厚長大産業の健全 な発展にその役割を果たしてきたが、現在の 第3次産業中心の中では機能しにくくなってい るため	労働安全衛生法	厚生労働省	
5054	5054001:	33	東京商工会議所	13	労働者派遣法の更なる規制緩和	①派遣期間や禁止業務を撤廃 ②特定行為の解禁		①派遣労働市場の成長により雇用の拡大を図るため。 ②労使双方にとって解禁の意義があるため。	労働者派遣法	厚生労働省	

要望管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5054	50540014		東京商工会議所	14	労働者の利便性に立脚した保育行政	認証保育所設置拡大		少子化への歯止めは将来の日本経済の成長を支える上での大きな課題である。現在、働きながら育児を行う女性に対する支援は、育児休暇取得など企業負担によるところが大きい。「ゼロ歳児保育」など労働者の利便性に立脚した保育行政が必要。		厚生労働省	
5055	50550001		川崎市		社会保険診療報酬支払基金が取り 扱う審査支払業務の範囲拡大	の告示及び局長通知により業務範囲が特定されています。 現在、川崎市が実施している重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等 医療費助成制度及び小児医療費助成 制度(以下「医療費助成制度」という。 の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望します。	に審査支払事務を委託し医療機 関が請求を行なっている。 この請求方法を、医療費助成 分は診棄報酬支払基金に請求 することにより、医療機関の請求	多名本人・板体映名と建裕調金し同領原食貝	社会保険診療報酬支払 基金法第13条及び同 条第3条の規定による 告示及び局長通知	厚生労働省	① 告示に伴う厚生省保険局長通知②13大都市心身障害者会議に法立主文3 川崎市の医療費助成制度支払事務の流れ(社保分) 個別崎市平成15年度医療費助成の状況

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事補 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5056	50560001	1	社団法人第二地方銀行協会	1	電磁的方法による決算公告の許容	銀行も電磁的方法による決算公告が可能になるよう、銀行法上の手当てを行う。		インターネットの普及により、商法が改正されたことに鑑みれば、銀行だけ制約を設ける理由はないと考える。	銀行法第20条、第57条	金融庁	
5056	50560002	2	社団法人第二地方銀行協会	2	信託代理店の取扱禁止業務の撤廃	信託代理店の取扱業務に不動産媒介 業務や遺言執行業務を認める。		信託代理店において、不動産媒介業務や遺言 執行業務を取扱うことができれば、従来以上に お客様とのリレーションシップが深まり、地域に おいて終合的な信託商品を提供することが可 能となる。	行令第2条の2	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	要事補番	助	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	5057000	01	社団:	去人 全国信販協会	1	特定持分信託利用促進のための信 託法58条の見直し	バンクラプシーリモートのSPCを創設するための手段としては、ケイマンSPC、中間法人、資産流動化法に定められる特定持分信託(日本版ケイマン)の利用が考えられる。このうち、法的、税務信託であるが、実行例は現状2、3件程度である。これは、信託法58条(受益者が1人の場合には信託を解除信託の効果を損なわしめる可能性があると思われる。資産流動化法の特定持分ると思われる。資産流動化法の時に対して信託法58条の適用がない旨明確にしていただきたい。		債権流動化市場の更なる発展のため。	信託法58条	法務省民事 高 事課	
5057	5057000	02	社団	去人 全国信販協会	3	サービサー法の特定金銭債権の範 囲の拡大	① サービサーへの取扱債権が大幅に拡大され、不良債権処理の体制整備、流動化市場の拡大をしていただきたい。② 貸金債権における利息制限法による引直し再計算の範囲の見直し:/ンバンクの有する利息制限法を超える貸銀状、貸金業規制法43条の適用の用のまに拘らず、当初からの利息制限法許が、当なければ取扱が禁止されている点の見直しを検討していただきたい。		弁護士法72条、73条の特例たる債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)は、日本経済再生のための金融機関の持つ不良債権の早期処理のためという目的から、債権の回収受託、譲受できる金銭債権の範囲が限定されている。 クレジット業界が保有する債権の大部分をサービサーサースの当該債権のアウトソーシングが未だ進んでいない状況にある。 また、一般の売掛債権やないない状況にある。 また、一般の売掛債権やないない状況にある。 また、一般の売掛債権やのの、活動範囲はかなり限定されているの、活動・範囲が広がらない要した。サービサーの活動・範囲が広がらない要因となっている。	債権管理回収業に関する特別措置法2条、施 行規則15条関係	法務省	

要望管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5057	50570002		社団法人 全国信販協会	2	措置の延長	CP発行に係る印紙税は、租税特別措置法上5,000円となっているが、適用期間は平成17年3月までとなっている。その後、「紙」ベースのCPを発行ーブルに準じて印紙税を納付する必要がある。印紙税を支払いたくない場合には、電税特別措置の延長をしていただきたい。		コスト削減のため、電子CPへ移行を準備中であるため、準備期間の延長	租税特別措置法		
5058	50580001		コープ低公害車開発 株式 会社	1	LPガス自動車における燃料容器・ 附属品のUN-ECE自動車基準67号 との整合化・相互認証化	1. LPガス自動車の燃料容器・附属品のUNーECE基準67号(LPG車の構造)への整合 2. UN-ECE基準67号の検査の省場では100円でにま準67号の検査の省場では100円でにませて100円では100円で100円で	・UN-ECE基準67号に適合した部品を使用したLPガス自動車の販売、改造 ・UN-ECE基準67号に整合した部品を使用した海外LPガス自動車の国内販売 ・海外向けに UN-ECE基準67号に適合したLP ガス自動車の輸出	おり、約830万台のLPガス自動車が走行している。 高圧ガス保安法において「UN-ECE基準67号との整 合」が行われ、国際基準と整合化が行われる事で、	令第50号) ・道路運送車両法 75 条(平成26年法律第185 号) ・道路運送車両の保安 基準 第17条(昭和26 年運輸省令第67号)	術安全部技術 企画課	参考資料 平成11年旧通産省規制 平級11年日経済企画庁 (現内閣府)の170申し立 (現内容員会代表部 要 望事項 は としている。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

要望管理番号	要望事項 管理番号	要望 事期 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5058	50580002		コープ低公害車開発 株式会社	2	LPガス自動車における燃料容器・ 附属品の検査方法の変更	LPガス自動車において、燃料タンクとしての容器・附属品の検査周期は6年であり、車検期間に整合せずかつ検査をには燃料容器を取外し、耐圧検査とパルブを交換し再検査する。しかし、諸外即では15年の使用期限に基づき車検時に車載したまま検査している。日本においてはLPガス(2~8気圧)より更に畜圧(200気圧)の民車において容器台では、車両搭載のままで車検時に合すは、中間では15年の容器 サモンが解検査がない。LPガス自動車についても、CNG車と同様に15年の容器 期限と再検査方法の変更を求める。	自治体の清掃車・生協・一般運送業で使用されるLPガス燃料のトラック(約2.5万台)、業務用LPガス乗用車等(約24万台)の検査費用軽減(約5-8万円)、検査方法変更による需要の拡大	トラック・乗用車等で同等の使用条件のLPガス自動車とCNG自動車での検査条件が異なる自はユーザーにとり不便である。本来は同等の点検整備条件にて、双方の利点を生かしつつ低公害化を図るべきであるが、200気圧という高圧ガスを使用するCNG車が、車両搭載のままで分解整備を要さず検査でき、2気圧程度の低圧なLPガスを使用する自動車が、車両がない。下ろし分解検査が必要な明確な理両がない、検査方法は変更されず、検査期間が4年から6年に延長されたのみで、車検整合や点検方法の変更はされなかった。	·高圧ガス保安法 容器 保安規則 第7条·17 条·第24条第1項第6号 (昭和41年通商産業省 令第50号)	原子力·安全保 安院 保安課	平成8年1月保保 不及び申になる 高審審に 有保保、 「最大の後 を持査を を持定なが に、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
5059	50590001		千葉県千葉市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り 扱う審査支払業務の範囲拡大	保険診療報酬支払基金が取り扱える 業務範囲とするよう要望する。なお、母 子家庭等医療費助成制度と心身障害	乳幼児医療費助成制度の審査 支払事務は、社会保険診療報酬 支払基金に委託する。現在社会 保険分については、保険分はレセプトで社会保険診療報酬支払 セプトで社会保険診療報酬支払 基金に請求する。医療費助成分 は国民健康保険団体連合会を 経由し請求している。	乳幼児医療費助成制度の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金に委託することにより、各医療費助成制度における実施主体は下記の問題点を解消する。 ①医療機関は、社会保険分のレセプト作成以外に医療費助成分の請求書作成があり、事務処理が二重の手間の負担になっている。 ②レセプトの査定減などがあっても、医療費助成分がレセプトを連動できず、公費の過払いが発生している。	社会保険診療報酬支払 基金法第13条及び同 条第3項の規定による 告示及び局長通知		①告示に伴う厚生省保 険局長通知文 ②13大都市心身障害 者医療費助請文 会による要請文

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5060	5060000	11	土地家屋調査士大保木正博	1	不動産登記法罰則規定の適正運用	不動産登記法第第80条第1項を初めとして土地の表示に関する登記のうち報告的登記については、その事象が生じた時から1ヶ月以内に不動産の表示に関する登記を行わなければならないと強制規定がされている。さらに同第159条/2において、その登記を申請すべき義務ある者が二れた危ったときには10万円以下の過いからこの罰則規定もある。しかしながらこの罰則規定が適用されたことは今だかつて1件もない。この規定の適正な運用を要望する。	変更事象を最も知りうるのは表示の登記を実行する表示の登記 官である。表示の登記官に裁判 所への報告義務がないことも、 罰則規定が適用されていない大 きな原因といえる。表示の登記 官に裁判所への報告義務を与え ることにより適正運用がなされ	権利の客体である不動産の現況を公示する表示に関する登記は、国家基盤を支える極めて重を使命を担つていりる。そのため、不動産登記の表示に関する登記のうち、報告的登記については唯一強制規定として、1ヶ月以内に登記を申請することとされています。しかしな功ら、この運行であることとが多く存在している。またこの登記義務を怠った場合には罰則規定もあるがいまだかつて適用された金融取引、このことは不動産取引、金融取よいな、立て登定を課税行政において、取引の際大いなる支障と負担となっている。表示の登記官にこうした登記が為されていない不動産について裁判所への報告義務を与えることにより適正運用ができるため提案する	不動産登記法159条/2	法務省	
5061	5061000	1	荒川区	1	カジノの立地に関する規制の緩和			世界100カ国以上で愛されているカジノを設置することにより、多数の外国人観光客があつまり、観光拠点としての地域のボテンシャルが向上する。これにより、地域振興・地域再生を促進することが可能となる。 観光拠点としての地位を確立することにより、観光産業関連企業等の進出が見込まれ、地域産業の活性化につながる。カジノは純粋な人的サービスであるため、他の産業に比べて雇用効果が高く、地域の雇用促進につながる。	刑法第185条、186条及 び187条	警察庁	

要望 管理番 <del>号</del>	要望事項管理番号	要項期番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5061	50610002		荒川区	2	2.市町村に対する宝くじ販売の許可	この販売許可を市町村が地域に応じ た事業推進のために発売する宝くじに 対して認める。	当区における子育て支援対策 (少子化対策)、健康推進(高齢 者対策)、環境対策、観光振興 (国際交流及び地域経済の活性 化)のための基金原資を確保す るため、それぞれの名目で年4 回、区民に対して宝くじの販売を 実施する。	地方自治体独自の財源確保策としては、法定外目的税や住民参加型ミニ公募債などがある。 それぞれ一定程度の効果をあげているが、法定外目的税は住民等にとって「税」という負担感が強く、ミニ公募債は後年、償還しなければならないため、財源確保の決定打とはなりえない。 一方、宝くじの発売は、購入側にとってもエンターティメント性があるために参加しやすく、また、発行側にとっても後年度の償還という負担が生じないため、有効な財源確保策となりえる。	・地方財政法第32 条 ・当せん金付証票法 第4条	総務省	
5062	50620001		化成品工業協会	1	録免除とする改正	化審法におけるポリマーの取扱いについては、一般の化学物質と同様にポリマーごとに登録することになっていますが、欧州(EINEOS)や米国(TSCA)の制度と同様に、当該ポリマーの構成モノマーが既に登録されていれば、新たな登録が必要でなくなるように改正していただきたい		ポリマーは単一モノマーから成るものと複数のモノマーの組み合わせで構成されているものがあり、種類は後者が圧倒的に多数である。したがって、化審法では若干の組成の違いでも別のポリマーとして登録する必要に多くなって、事業者のみならず規制側である国にも過大な負担をかけている。化審法が欧米制度のように改正されれば、この負担が大幅に軽減される。	「化学物質の審査及び 製造等の規制に関する 法律の運用について」 (平成16年3月25日 食発第3025001号、 平成16-03-19第3号 環保企発第040325001)	経厚 環 境 省 省 省 で で で の の の の の の の の の の の の の	

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5062	50620002		化成品工業協会	2	に子物員の 試験方法の国際統一と試験結果の 相互認証の促進	化審法に関連して、 化学物質の試験項目・試験方法の国際的な共通化および 試験結果の世界的な 相互認証を促進していただきたい		産業のグローバル化に伴って、1つの新規化学物質を上市する国数が増加し、それにかかる費用と時間も非常に増大しています。 試験項目と規制にかかる判定基準は各国の国情によって設定されるべき部分が多いと考えられるが、試験方法と試験結果(データ)は国際的に共通化・相互認証できる項目であり、産業のグローバル化に対応して促進されるべきである	化審法	経済産業 省 省 環境省	
5063	50630001		石油連盟		法」の見直し	「代エネ法」を廃止し、併せて「新エネ 法」における新たな利用形態として、石 油コージェネ、残渣IGCCなどの石油の 有効利用形態も新たに対象に加えてい ただきたい。		二度の石油危機を経て制定された「代エネ法」や、これを準用する「新エネ法」は、「石油」という理由だけで入口段階から使用を制限する規制であり、石油の有効利用の妨げとなっている。 今後は、石油、天然ガス、石炭など各エネルギーの特性を最大限活用できるよう、入口段階ではなく、出口(最終消費)段階で効率性、環境特性を評価できる枠組みに見直すことが、現在のわが国のエネルギー政策、即ち3つのE(安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用)の同時達成を目指すことに合致している。	「代エネ法(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関連する法律)」 「新エネ法(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法)」	経済産業省	総合資源エネルギー調理を 査66年6月16日の資料 1「委員と6月16日の高度に また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、ま

要望管理番号	要望事項管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5063	50630002		石油連盟	2	高圧ガス保安法における高圧ガス 設備の保安検査方法の見直し	高圧ガス保安設備(精製設備)に関する保安検査方法の自主基準化を認めていただきたい。	①運転中に緊急遮断弁の作動 試験を行うこと一安全上問題(高 速道路を上りながら急ブレーキを かけるようなもの。) ②開放検査の際、目視による検 査とあわせて非協力であるにもかかわらず非破壊検査を行う意義 が不明。 ③設備、配管の肉厚検査を毎年 行うこと一傾向管理を行い法定 肉厚にいたる時期は推定できているにもかかわらず検査を不行う 意義が不明。	高圧ガス保安設備の検査方法は、政令等で詳細に定められているが、技術の発達や設備の高度化に対応しきれていない。むしろ、自主基準化することにより、使用環境や検査実績に即した現実的な保安検査が期待できる。	高圧ガス保安法	経済産業省	
5063	50630003		石油連盟	3	SS(給油所)に併設する作業場面 積に係る規制の見直し	SS(給油所)に車両整備工場を併設する場合、道路運送車両法により、作業場面積は「53㎡以上」とすることが定められている。しかしながら、建築基準法により第1種ならびに第2種住居地域における整備工場は、「50㎡以下」にするよう定められており、同地域では、僅か「3㎡」の差異で車両整備工場を併設したSSを展開することができない。したがって、道路運送車両法上の作業場面積基準を「53㎡以上」から「50㎡以上」に引き下げていただきたい。		車検期間の延長等により、自動車ユーザーの車両メンテナンスに対する自己管理意識が高まるなかで、約50,000ヶ所に及ぶ全国の88ネットワークを活用し、車両整備工場をSSに併設することは、消費者の利便性向上に大きく貢献するため、第1種、第2種住居地域においても、こうした高付加価値型SSを設けられるようにしていただきたい。	道路運送車両法57条	国土交通省	説明資料 【SS(給油所)に併設す る作業場面積に係る規 制の見直し要望】

要望管理番号	要望事項管理番号		要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5064	50640001		株式会社東京リーガルマイ ンド	1	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学についての建築基準法の緩和	一般の事務棟をキャンパスとして利用 する大学を、建築基準法第2条第2号に 定める特殊建築物から除外し、建築基 準法第28条、建築基準法施行令第114 条第2項の規定する学校からも当該大 学を除外すること	学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービス	現行の建築基準法は、大学を一律「特殊建築物」等とし、加重な建築基準を定めている。このため、一連の規制緩和により、ビジネス街のカナンへを出いた、大学を設置するという新しい教育形態の試みが認められたにも関わらず、実際にそれを行うにはオフィスビルに大規模かつ無駄な修繕工事を施さなければならなくなっている。しかし、オフィスビルで、地域模クラスの授業を実施する場合、その用、はは会社の業務を行うのと殆ど異ならず、長半であるという一事のみで、加重な建築規制といかざるをえない。前回の提案に対する国土が課されることは実態に即さない過剰な規制といわざるをえない。前回の提案に対する国土の、おば同じ建物が会社の業務に利用されるか、大学の授業に利用されるかによって、建築基準を異にしなければならないのか、今頭的かり、再度提案を行った。	令114条2項、同法6条、 同法27条別表1・同施行 令第115の3条、同法48 条、同法28条2項、同施	国土交通省	添付資料: 株式会社大学に対する 規制の緩和にかかる要 望書
5064	50640002	2	株式会社東京リーガルマイ ンド	2	和	消防法施行令別表第一(七)の規定を「大学(一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学を除く)」とし、消防法施行令別表第一(十五)の規定を「その他の事務棟をキャンパスとして利用する大学を含む)」と改正すること。	ズに的確に応えた教育サービス の提供を実現する。	現行の消防法は、一律「大学」に対して加重な消防用設備等の設置を義務付けている。このため、一連の規制緩和により、ビジネス街のオフィスビルにテナントを借りて大学を設置するという新しい教育形態の試みが認められたにも関わらず、実際にはそれを実施に移すことが困難となっている。しかし、オフィスビルで小規模クラスの授業を実施する場合、その用法は会社の業務を行うのと殆ど異ならず、「大学」であるという一事のみで、一般の事業場よりも加重ない過剰な規制といわざる答とは、実態に即の提案に対する総務4の回る答では、なぜ同じ建物が会社の業務に利用されるか、大学の授業に利用されるかにならないのか、具体的な理由が何ら示されていないため、再度提案を行った。	消防法第17条1項、消防法施行令第11条、21条1項4号、22条1項4号、25条1項3号、別表第一(七)(十五)	総務省	添付資料: 株式会社大学に対する 規制の緩和にかかる要 望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5064	5064000	3	株式会社東京リーガルマイ ンド	3	現行の大学設置・学校法人審議会による教員審査制度の廃止		学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	れでは、大学が消費者である学生等の声に迅 速・的確に対応し、教員を配置することができ		文部科学省	添付資料: 株式会社大学に対する 規制の緩和にかかる要 望書
5064	5064000	4	株式会社東京リーガルマイ ンド	4	大学設置基準の緩和	設置基準第9条及び別表第一の専任	学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	大学設置基準13条および別表第一は、大学における収容定員に応じて最低必要な専任教員が一つの教室で限られた学生を相手に講義を行う従来型の大学教育を想定したものであり、高度な情報通信技術を用いた新しい大学教育においては、それだけの専任教員は不要である。そこで、大学設置基準13条及び別表第一の必要専任教員数の要件を、大学通信教の要件に統一することを提案する。	大学設置基準第13条・ 別表第一、大学通信教 育設置基準第9条・別表 第一	文部科学省	添付資料: 株式会社大学に対する 規制の緩和にかかる要 望書